

Plants NEWS December



社労士事務所プランツ

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11

芝大門センタービル 10F

TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

雇用保険手続とマイナンバー

平成 27 年 10 月から通知が開始されたマイナンバーですが、平成 28 年 1 月から雇用保険関係の届出書等に個人番号を記載して提出することになります。今月のニュースでは、雇用保険手続の具体的な対応について説明いたします。

★マイナンバーを記載する手続

来年 1 月以降は雇用保険の資格取得手続届をはじめとする届出書類にマイナンバーを記入する欄が設けられます。確認書類や添付書類が増えることはありませんので、単に記入する欄が増えたというイメージです。

具体的には以下の様式にマイナンバー記載欄が追加されることになりました。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢者雇用継続給付受給資格確認票・
(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④育児休業給付受給資格確認票・
(初回)育児休業給付金支給申請書
- ⑤介護休業給付金支給申請書
- ⑥個人番号登録・変更届出書

以上の様式のうち、⑥の「個人番号登録・変更届出書」は、個人番号欄のない旧様式を使用して届出する場合や個人番号の登録を後日に行う場合などに使用する様式です。

ちなみに、手続完了後にハローワークから交付される返戻書類（通知書等）にはマイナンバーの記載は有りませんので、管理や保管の方法は従来通りで問題はないでしょう。

★法人番号の記載する手続

平成28年1月以降に提出する次の様式には、企業の法人番号を記載することになりました。

- ①雇用保険適用事業所設置届
- ②雇用保険適用事業所廃止届
- ③雇用保険事業主事業所各種変更届

以上の①と②は、事業を開始時と廃止時に必要な手続書類で、③の届出は、事業所の名称や所在地などを変更した時に行う手続書類です。法人番号の記載欄が増えただけの様式の変更のみで、新たに確認書類や添付書類が増えることはありません。

★マイナンバーの提供を拒否された場合

会社は従業員のマイナンバーの情報を強制的に集めることはできませんから、提供を拒否された場合には、手続書類に記載することができません。そのような場合でも、個人番号記載欄を空欄にして届出することは可能です。後日になって、マイナンバーの提供を受けた場合には、「個人番号登録・変更届出書」に記入して届出します。

なお、事業主による従業員のマイナンバーの届出はあくまでも「努力義務」ですから、記載しなかった場合等の罰則等の適用は今のところありません。

★今後の手続きの流れ

来年 1 月以降の入社や退社の手続きのご連絡の際には、マイナンバー情報もご連絡いただく必要があります。回収・管理の方法に合わせて、漏洩リスクが少ない方法で業務を進めて参りますので、個別に対応方法を相談させていただきます。



労務管理 Q&A ＜忘年会の参加義務＞

Q. 営業部の社員に対して、取引先で忘年会等の宴会に誘われたときには、担当者と親睦を深めるために積極的に参加するように伝えています。先日、社員Aから忘年会に参加した時の時間は残業にならないのか？という質問がありました。取引先と飲食するだけなのに、割増賃金を支払わなければならないのでしょうか？

A. 懇親を主とする宴会に参加して飲食する時間は労働時間とは認められず、割増賃金を支払う必要がないケースがほとんどである。

＜解説＞

忘年会シーズンになり、取引先等の宴会に参加し、連日帰宅が深夜になるなんて方も多いと思います。お酒の席ではあるものの、時には業務の話をし、キーマンとなる方と親睦を深め、それが新たな仕事に繋がるように接待するわけですから、業務との関連性がないとはいえません。

しかし、「単なる懇親を主とする宴会は、その席においてなんらかの業務の話題があり、また業務の円滑な運用に寄与するものがあつたとしても、その席に出席することは、特命によって宴会の準備等を命ぜられた者、または、出席者の送迎にあたる自動車運転手等のほかは原則として業務とみることとはできない」（昭45.6.10 裁判）とされており、労働時間には該当しません。ただし、宴会の前に行う会議や打ち合わせ等、業務として分離された時間は労働時間と解されます。

なお、休日等に行われる接待ゴルフも同様に労働時間と解されることは殆どありません。ゴルフを行うという行為自体は単なる趣味やスポーツとして楽しんでいると考えられるため、会社で費用を負担して、親睦を深めて仕事の受注につながる事や、簡単な打ち合わせや業務について話をする機会があつたとしても、プレー自体が業務とは認められることは少なく、時間外・休日労働には該当しないと考えるのが一般的です。

ちょっと手続の相談いいですか？ ＜健康保険の扶養削除＞

配偶者を健康保険の扶養に入れている従業員から年末調整の書類を回収したところ、就職していることがわかりました。どのような対応をすればよいですか？

健康保険の被扶養者として認定されるためには、年間収入が130万円未満（60歳以上の場合には180万円未満）であることが必要です。就職していたとしても収入が認定基準の範囲内であれば、被扶養者のままで問題ありません。

一方、就職した会社で社会保険に加入している場合や、年間収入が130万円（180万円）を超えている場合には、社会保険の扶養削除手続を行う必要があります。就職した会社で社会保険に加入していた場合には、配偶者の保険証に記載されている資格取得日を扶養削除日となります。就職した会社で社会保険には加入していないが、年間収入が扶養の範囲を超えた場合は、原則として年間収入が130万円を超えることが明らかになった日が扶養削除日となります。

年末調整は扶養家族の現況を確認することができるので、扶養家族の削除漏れ等がないようにチェックするとよいでしょう。

＜今月の一言コメント＞

業務が集中する年末は体調を崩してしまいがちですね。外出後のうがい・手洗いはするぞ！と思いながら、全然できていません。。

事務所の年末年始休業は **12/29～1/3** となります。来年もよろしくお願い致します。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00～18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com